

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第3回会議資料

平成16年5月13日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第3回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会次第

平成16年5月13日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 議 事

(1) 報告事項

- (1) 報告第10号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について
- (2) 報告第11号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について
- (3) 報告第12号 合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設について
- (4) 報告第13号 合併協議会だより(創刊号)の発行について
- (5) 報告第14号 電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について
- (6) 報告第15号 調整方針(案)の基本的な記載例について
- (7) 報告第16号 幹事会、専門部会、分科会について
- (8) 報告第17号 新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて

(2) 協議事項

- (1) 協議第 3号 新市の名称(その1)について
- (2) 協議第 6号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- (3) 協議第23号-1 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱いについて
- 23号-3 各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱いについて
- 23号-9 各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて

(3) その他

- (1) 第4回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

5 閉 会

報告第10号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

1. 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第8条第1項第3号に定める委員

(平成16年4月23日付)

自治体名	変更前	変更後	変更理由
観音寺市	矢野資壹	久保等	市からの変更届による

報告第 1 1 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議について、別紙のとおり変更協議書を取り交わしたので報告する。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書

観音寺市、大野原町、豊浜町（以下「1市2町」という。）は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第2項、第8条第1項第3号、第14条第2項及び第15条に規定する1市2町の長が協議して定める事項について、平成16年4月1日に取り交わした規約に関する協議書に定める内容について、下記事項を変更する協議をしたので変更協議書を取り交わす。

記

協議して変更する事項

4 規約第8条第1項第3号（委員）

協議して変更した事項

4 委員

規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員は、次に掲げるとおりとする。

観 音 寺 市	
分 野	氏 名
自 治 会	久 保 等

附 則

この変更協議書は、平成16年4月23日から発効する。

この変更協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月23日

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市

観音寺市長

白川晴彦 

香川県三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

大野原町

大野原町長

平野 清 

香川県三豊郡豊浜町大字和田浜1531番地1

豊浜町

豊浜町長

佐伯文 

報告第 1 2 号

合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設について

合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併協議会ホームページ委託契約の締結について

- 1 契約の目的 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会のホームページ作成及び更新業務
- 2 契約の方法 見積合わせによる随意契約
- 3 契約日 平成16年 4月 7日
- 4 委託期間 (1)ホームページ作成業務
平成16年 4月 7日から平成16年 4月30日
(2)ホームページ更新業務
平成16年 5月 1日から平成17年 3月31日
- 5 契約金額 (1)ホームページ作成業務 315,000円(当初のみ)
(うち消費税及び地方消費税 15,000円)
(2)ホームページ更新業務 52,500円(1箇月当り)
(うち消費税及び地方消費税 2,500円)
- 6 契約の相手方 住 所 香川県三豊郡大野原町花稲 934-1
会社名 メディアプラン
代表者 片山 俊
- 7 参 考 合併協議会ホームページアドレス <http://www.kot-gappei.jp>

報告第 1 3 号

合併協議会だより（創刊号）の発行について

合併協議会だより（創刊号）の発行について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第14号

電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について

電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 1市2町の合併の際、住民サービスに支障が生じることのないよう三豊広域電子計算システムの円滑な統合・移行を行うため、1市2町の電子計算システムの調査分析を実施することを目的とする。
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約日 平成16年4月20日
- 4 委託期間 平成16年4月20日～平成16年12月31日
- 5 契約金額 2,415,000円
 (うち消費税及び地方消費税 115,000円)
- 6 契約の相手方 住所 高松市錦町一丁目11番1号
 氏名 株式会社富士通四国インフォテック
 代表取締役 四元新市
- 7 業務の内容
 (1) 1市2町の現況と合併後必要となるシステムの調査分析
 (2) 現行システム各種項目の登録状況や内容を把握し、調整方針(案)を作成

報告第15号

調整方針（案）の基本的な記載例について

調整方針（案）の基本的な記載例について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 15 号 調整方針（案）の基本的な記載例について

分 類		調 整 の 内 容		基本的な調整方針記載例
1	存 続	事務事業内容が、1市2町で共通しているもの。 調整の必要がないもの。		現行のとおり新市に引き継ぐ。
2	統 合	合併時に 統 合	事務事業調整結果、1市2町のいずれかを基準とする。	市（町）の例により統一する。
		合併後に 統 合	事務事業内容の急激な変更を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において1市2町のいずれかを基準として統一する。	現行のとおり引き継ぎ、新市において市（町）の例により随時調整する。 現行のとおり引き継ぎ、新市において市（町）の例により速やかに調整する。
	再 編	合併時に 再 編	事務事業調整結果に基づき、現在の1市2町の制度を見直し、新規の制度を作り、新市発足時に再編統一する。	合併時に再編統一する。
		合併後に 再 編	事務事業内容の急激な変更を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において制度を見直し、新規の制度を作り再編統一する。	現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。 現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
3	廃 止	合併時に 廃 止	事務事業調整の結果、新市に引き継がないもの。	合併時に廃止する。
		合併後に 廃 止	事務事業の完了後新市において廃止する。	新市において廃止する。

報告第16号

幹事会、専門部会、分科会について

幹事会、専門部会、分科会について、別紙のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併協議会幹事会名簿

幹事長 副幹事長

帰属団体名	職名	氏名
観音寺市	助 役	大 倉 利 夫
	企 画 課 長	請 川 剛
	合併対策室長	篠 原 唯 良
大野原町	参 事	大 山 保 徳
	総務企画課長	三 好 治 夫
	総務企画課長補佐	垣 見 尊
豊 浜 町	助 役	高 森 直 二
	総 務 課 長	合 田 寛
	総務課長補佐	藤 井 光 夫

合併協議会専門部会担当課長名簿

平成16年5月6日現在

専門部会名	会長		副会長		大野原町		豊浜町		担当 分科会	備 考
	担当課	担当課長	担当課	担当課長	担当課	担当課長	担当課	担当課長		
企画部会	企画課	請川 剛	総務企画課	三好 治夫	総務課	合田 寛	企画分科会	行政組織、企画調整、振興計画、統計、国際交流、姉妹都市、男女共同参画、一部事務組合、土地開発公社、合併、地域交通		
					建設水道課	石井 慎治				
					まちづくり推進室	藤村 清				
	秘書課	小西 正訓			広報広報分科会	慣行、広報紙、オフトーク、ケーブルテレビ、有線放送、自治会				
企画課	請川 剛	総務課	合田 寛	電算分科会	住民登録、印鑑登録、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、財務会計システム、庁内電算化					
企画課	請川 剛			消防分科会	消防、防災					
財政部会	総務課	小山 利幸	総務企画課	三好 治夫	総務課	合田 寛	財政分科会	予算、起債、交付税、基金		
	総務課	小山 利幸					管財分科会	庁舎管理、公有財産、物品の購入、車両の管理、公の施設		
	会計課	森江 賢	出納室		出納室	香西 澄子	出納分科会	出納管理、物品出納、指定金融機関、決算		
	監査事務局	西山 友将								
総務部会	総務課	小山 利幸	総務企画課	三好 治夫	総務課	合田 寛	総務分科会	条例・規則制定改廃、例規集、公印管理、文章收受、監理、庁用電話、情報公開		
	秘書課	小西 正訓					人事分科会	職員の進退、服務、給与、共済、退職手当、福利、厚生、特別職		
	選管事務局	宮崎 敏之					選挙分科会	選挙管理委員会		
住民部会	税務課	中野 榮男	税務課	合田 喜朗	税務課	合田 真二郎	税分科会	住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税・介護保険料、納税組合		
	市民課	近藤 武志	総務企画課	三好 治夫	総務課	合田 寛	交通分科会	交通安全対策、交通指導員、地域交通		
	市民課	近藤 武志					住民課	藤川 徳光	住民生活課	柴川 佳生
	健康増進課	矢野 道夫	福祉保健課	石川 省三	健康福祉課	西原 芳正	国保分科会	国保運営協議会、給付、病院、診療所		
	市民課	近藤 武志	住民課	藤川 徳光	住民生活課	柴川 佳生	年金分科会	国民年金		
	人権推進課	福田 政宏					人権分科会	人権啓発、同和対策		
環境部会	生活環境課	山岡 義晴	住民課	藤川 徳光	住民生活課	柴川 佳生	環境分科会	ごみ収集、墓地・火葬場、水質汚濁、公害、合併浄化槽、畜犬登録、狂犬病予防		
	健康増進課	矢野 道夫					し尿分科会	し尿処理		
	下水道課	宮崎 利彦								
健康福祉部会	福祉事務所	竹川 敬三	福祉保健課	石川 省三	健康福祉課	西原 芳正	福祉分科会	社会福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、社会福祉協議会、保育所		
			教育課	篠原 武廣	老人介護支援センター	瀬戸 栄				
	健康増進課	矢野 道夫	福祉保健課	石川 省三	健康福祉課	西原 芳正	健康分科会	伝染病予防、予防接種、母子保健、総合検診		
	福祉事務所	竹川 敬三	福祉保健課	石川 省三	健康福祉課	西原 芳正	介護分科会	介護保険		
産業経済部会	農林水産課	矢野 健夫	経済課	大西 孝	経済課	田中正二	農林水産分科会	農業振興、鳥獣保護、林道、治山、土地改良事業、土地改良資金、土地改良区、香川用水、 遡還、農産物排水		
	建設課	泉宮 久義					農工観光分科会	農工、観光、消費生活、競輪		
	商工観光課	澁谷 孝男								
	都市開発課	石川 和明					農業委員会分科会	農業委員会		
	競輪事業局	宮崎 春雄	農委事務局	大西 孝	農委事務局	田中正二				
農委事務局	久保田 忠文									
都市計画部会	都市開発課	石川 和明	総務企画課	三好 治夫	建設水道課	石井 慎治	都市計画分科会	都市計画、公園、国土利用計画、企業誘致		
			公園管理課	高橋 剛徳	経済課	田中正二				
建設部会	建設課	泉宮 久義	建設水道課	吉益 忠司	建設水道課	石井 慎治	建設分科会	道路、橋梁、河川、建築		
	都市開発課	石川 和明			住民生活課	柴川 佳生	住宅分科会	市町営住宅		
	建設課	泉宮 久義			建設水道課	石井 慎治	港湾分科会	港湾		
	建設課	泉宮 久義								

合併協議会専門部会担当課長名簿

平成16年5月6日現在

専門部会名	観音寺市		大野原町		豊浜町		担当 分科会	備 考
	担当課	担当課長	担当課	担当課長	担当課	担当課長		
上下水道部会	水道局	齋藤通仁	建設水道課	吉益忠司	建設水道課	石井慎治	水道分科会	上水道、簡易水道
	下水道課	宮崎利彦					下水道分科会	下水道
教育部会	庶務課	高橋秀数	教育課	篠原武廣	教委事務局	横内清	教育分科会	教育委員会、公印、文章管理、学校教育、幼稚園、学校給食
	学校教育課	岩倉道夫					生涯学習分科会	社会教育、社会体育、公民館、運動公園
	生涯学習課	富原一郎					人権・同和教育分科会	人権・同和教育
	人権・同和教育課	合田康信						
議会事務局部会	議会事務局	齋藤彰一郎	議会事務局	清水勤誌郎	議会事務局	大西国博	議会事務局分科会	議会

報告第17号

新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて

新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて、別紙のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市建設計画策定に向けての 市町長トップヒアリング実施要領

1 目的

新市及び各市町の位置づけや今後の重要な取り組みなど、1市2町の市町長の考え方を把握することによって、本地域の課題設定や新市建設計画（将来構想）の将来像などを検討する際の参考とし、各市町長の「思い」などが反映された建設計画の策定につなげることを目指す。

2 ヒアリングの内容

(1)テーマを設定し、各市町長の意見・意向を聞く。

今までの取り組み

新市の将来像、全国・県内（四国）における新市の位置づけ

新市における各市町の位置づけ

新市もしくは各市町において、今後特に力を入れるべき取り組み・事業

市町村合併を進める上で、懸念されることから

現在の市役所・町役場施設に残すべき機能

その他、新市建設計画（将来構想）策定に関する意見・意向

(2)各市町長の自由な意見を聞く。

3 実施日時、場所

(1)日 時：平成16年5月7日（金）（時刻は別途調整）

(2)場 所：市役所・各町役場

4 その他

(1)ヒアリング内容については、原則として公開しないこととする。

新市建設計画策定に向けての グループヒアリング実施要領

1 目的

新市建設計画策定の前段階で、新市のまちづくりに関する合併協議会委員(2号委員、3号委員)の意見・意向を把握し、今後の計画策定の参考とする。

2 グループヒアリングの構成

(1) 2つのグループに分ける。

「議会議員グループ(2号委員)」と「学識経験者グループ(3号委員)」とする。
6名ずつ2グループとする。

(2) ヒアリングの内容

テーマを設定し、各委員の意見・意向を聞く。

- ・新市のまちづくりで各委員の関心のあることから
 - ・新市まちづくりの課題
 - ・新市において最も重要なことから
- 各委員の自由な意見を聞く。

3 実施日時、場所

(1) 日 時：平成16年5月13日(木) 第3回合併協議会終了後

(2) 場 所：大野原町役場庁舎内

4 その他

(1) ヒアリング内容については、原則として公開しないこととする。

協議第 3 号

新市の名称（その 1）について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 13 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市の名称（その 1）について

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

新市の名称について

第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会での確認事項

観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において選定された4点の新市の名称候補と選定理由書をもとに合併協議会で選定し、決定する。

4点の新市名称候補（アイウエオ順）

かんおんじ
観音寺（長い歴史の中に定着し、対外的にも広く使用され知名度が高く、慣れ親しまれた名称である。）

にしかがわ
西香川（香川県の西に位置する市として地理的にもイメージでき、住民に理解されやすい名称である。）

ひうち（風光明媚な燧灘に面し、地域の特徴を表すことができ、古くより親しまれている名称である。）

みとよ
三豊（郡名として使用されており、住民になじみがあり、歴史があり地域にふさわしい名称である。）

（平成16年4月8日確認）

協議第 6 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 1 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 基本的考え方

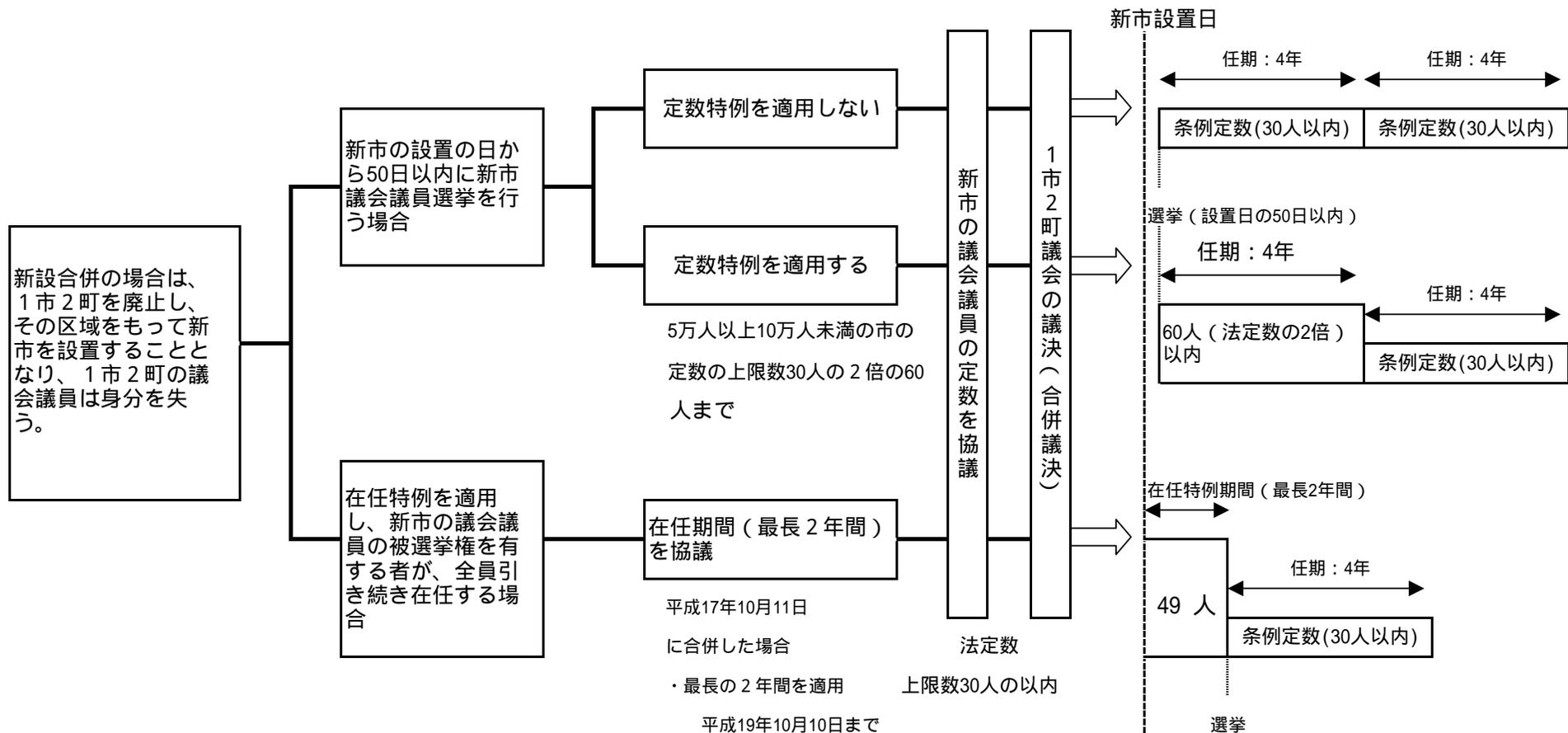
新設合併の場合、合併に伴い1市2町の法人格は消滅するので、当該議会の議員は全て身分を失うこととなります。

このため、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するか協議します。

2 議会議員の定数及び任期の取扱いの方法

区 分	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任特例（合併特例法第7条）を適用する場合								
1 議員の身分	合併関係市町の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町の廃止と同時に身分を失うが、合併関係市町の協議により、合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併市町の議員として在任できる。 （合併特例法第7条第1項第1号）								
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間								
3 定 数	地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村人口区分ごとの上限数の範囲内で、合併関係市町の協議により、あらかじめ定めた定数。 地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10万人未満の市 30人 平成12年国勢調査人口 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>観音寺市</td> <td>44,755人</td> </tr> <tr> <td>大野原町</td> <td>12,799人</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>9,001人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>66,555人</td> </tr> </table>	観音寺市	44,755人	大野原町	12,799人	豊浜町	9,001人	合 計	66,555人	設置選挙において、当該選挙による議員の任期（4年間）に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加することができる（合併特例法第6条第1項）。 地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10万人未満の市 30人×2＝60人 留意事項 この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。	合併関係市町の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町の議会の議員定数とする。 留意事項 この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。
観音寺市	44,755人										
大野原町	12,799人										
豊浜町	9,001人										
合 計	66,555人										
4 選挙期日	新市の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	新市の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない。								
5 補欠選挙の適用	有	有	無								

議会議員の定数及び任期の取扱いの検討フローチャート（新設合併の場合）



合併関係市町の協議により、あらかじめ定めた議員の定数については、条例で定めたものとみなされる。

1市2町の議会議員の現状（平成16年4月1日現在）

項 目	観音寺市	大野原町	豊 浜 町	備 考
1. 議員定数（人）				1市2町合計
法定数	26	22	18	66
条例定数	20	16	13	49
現 員 数	20	16	13	49
2. 定例会	回 数 4回 招集月 3月 6月 9月 12月			
3. 常任委員会	総務常任委員会 7人 建設経済常任委員会 7人 文教民生常任委員会 6人	総務常任委員会 6人 建設経済常任委員会 5人 教育民生常任委員会 5人	総務経済常任委員会 7人 建設厚生常任委員会 6人	
4. 報 酬				1市2町単純平均
議 長	539,000円	366,000円	346,000円	417,000円
副議長	465,000円	314,000円	288,000円	355,667円
議 員	430,000円	277,000円	261,000円	322,667円
5. 議員任期	平成15年5月30日 ～ 平成19年5月29日	平成15年4月30日 ～ 平成19年4月29日	平成15年5月15日 ～ 平成19年5月14日	
6. 事務局	職員 6名(専任)	職員 2名(専任)	職員 2名(専任)	1市2町合計 職員 10名(専任)
7. その他 (特別委員会)	行財政特別委員会 企業誘致特別委員会 市町合併調査特別委員会 議会だより編集委員会 10人 10人 20人 6人	合併問題研究特別委員会 16人	合併問題研究特別委員会 13人	

参考条文

地方自治法（抜粋）

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 人口2千未満の町村 | 12人 |
| (2) 人口2千以上5千未満の町村 | 14人 |
| (3) 人口5千以上1万未満の町村 | 18人 |
| (4) 人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6) 人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| (7) 人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| (8) 人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| (9) 人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| (10) 人口50万以上90万未満の市 | 56人 |
| (11) 人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人） |

【省略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

【省略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

公職選挙法(抜粋)

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いについて

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いについて

- 1 広聴広報
 - (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。
 - (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。
 - (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。
- 2 情報公開
情報公開については、合併時までに調整し、統一するものとする。
- 3 個人情報保護
個人情報保護については、合併時までに調整し、統一するものとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	2 3 1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整の方針(案)		1 広聴広報について (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。 (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。 (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
広聴広報について	名称	広報かんおんじ	広報おおのはら	広報とよはま			
広報紙	発行日・部数	毎月1日・13,800部	毎月1日・4,000部	毎月1日・3,400部			
	サイズ	A4版	A4版	A4版			
	配布方法	・自治会を通じて配布 ・公共施設等は職員が配布 ・市外の公共機関等へ郵送	・自治会を通じて配布 ・町内企業等は庁務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送	・自治会を通じて配布 ・町内企業等は用務員が配布 ・町外の公共機関等へ郵送			
相談業務	委員の推薦	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選	社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有するものを選			
	行政相談委員数	2人	1人	1人			
	行政相談所の開設状況	毎月第1・3金曜日	毎月第3木曜日	毎月第3火曜日			
	1日合同行政相談所開設	平成14年10月21日開設		平成14年10月22日開設			
ケーブルテレビ放送等	ケーブルテレビ放送	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...市行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)	・行政情報発信業務(文字放送) ・目的...町行政情報の提供 ・委託先...三豊ケーブル(株)			
	オフトーク通信		町行政情報発信業務				
地区懇談会	開催時期	年1回					
	開催単位	各地区公民館					
ホームページ	開設主体	観音寺市	大野原町	豊浜町			
	開設日	平成8年9月	平成13年6月	平成14年2月			
	更新頻度	月1回	随時	月1回			
	掲載内容	市行政情報	町行政情報	町行政情報			
【先進地事例】		さぬき市 1 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。 2 新市において、ホームページを開設する。 3 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張工事は、新市において実施する。 4 津田町の防災無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。 5 相談業務については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。	篠山市 1 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。 2 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。 3 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。	東かがわ市 1 相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。 2 広報紙については、毎月発行する。 3 その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。			

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針(案)	2 情報公開について 情報公開については、合併時まで調整し、統一するものとする。						
情報公開について 根拠例規	観音寺市 観音寺市公文書公開条例 平成12年3月28日条例第4号 施行 平成13年4月1日	大野原町 大野原町情報公開条例 平成14年3月22日条例第2号 施行 平成14年4月1日	豊浜町 豊浜町情報公開条例 平成14年3月29日条例第8号 施行 平成14年4月1日				
目的	この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、町民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、町民の行政文書の公開を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。				
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
公文書の定義	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)で、決裁又は閲覧の手續きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録(フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。				
公開を請求できるもの	(1)市内に住所を有する個人 (2)市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3)市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの(当該関係公文書に限る。)	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)町の区域内の学校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの(当該関係公文書に限る。)	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの(当該関係公文書に限る。)				
公開しないことができる公文書	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報 イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの エ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	(1)個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報				

	観音寺市	大野原町	豊浜町
<p>情報公開審査会</p> <p>・委員 5人以内 ・会議は、非公開</p>	<p>観音寺市公文書公開審査会</p> <p>(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの (3) 国又は県その他の地方公共団体若しくはその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれのあるもの (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの (5) 市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報で、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれら事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの (6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報 (7) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報 (8) 実施機関（市長を除く。）又は市の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれるもの (9) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報</p>	<p>大野原町情報公開審査会</p> <p>・委員 6人以内 ・会議は、非公開</p> <p>ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 (3) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (4) 町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 (6) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関に提供されたもの (7) 実施機関（町長を除く。）又は町の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの、又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの (8) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報</p>	<p>豊浜町情報公開審査会</p> <p>・委員 5人以内 ・会議は、非公開</p> <p>ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 (3) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (4) 町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 (6) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関に提供されたもの (7) 実施機関（町長を除く。）又は町の執行機関の附属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの、又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの (8) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報</p>
	<p>観音寺市</p>	<p>大野原町</p>	<p>豊浜町</p>

費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...実費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 無料 ・写しの費用...実費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...規定で定める額
不服申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会へ諮問

【 参考 】

(1) 情報公開制度について

情報公開制度とは、行政が保有する情報について誰もが「情報開示請求権」を保障し、開示請求のあった当該情報を請求者に原則開示することを行政に義務づける制度（情報公開請求制度）である。これによって、誰もが行政情報を利害関係の有無に関わらず見ることができる。

情報公開条例の概要

- ・請求権者誰もが、自治体の実施機関にある情報の公開を請求することができる。
- ・実施機関は、市町村長、議会、各種行政委員会であるが、情報公開条例に定められた非開示情報（開示されない情報）に該当しない限り公開しなければならない。
- ・非開示として公開を拒否されたとき、それに不服がある請求権者は、実施機関に不服申立てができる。申し立てられた実施機関は、通常、第三者たる審査会に諮ったうえでその答申を得て、再度公開、非公開の決定をする。

制度の目的

- ・行政の監視
- ・市町民の行政への参加
- ・市町民の権利保護
- ・行政情報の有効活用
- ・市町民と市町との信頼関係の強化
- ・民主的で公正な市町政運営の確保

(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の情報公開）

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(3) 先進地事例

〔西東京市〕

- ・公文書開示・公文書公開に関すること
新市において、田無市の基準で制度化を図る。
- ・個人情報の保護に関すること
新市において、保谷市の基準で制度化を図る。

〔さいたま市〕

- ・情報公開事業の取扱い
情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

〔さぬき市〕

- ・情報公開の取扱い
住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針(案)	3 個人情報保護について 個人情報保護については、合併時までに調整し、統一するものとする。						
		観音寺市	大野原町			豊浜町	
個人情報保護について 根拠例規		観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成15年10月1日条例第19号 施行 平成15年10月1日	大野原町個人情報保護条例 平成14年3月22日条例第3号 施行 平成14年4月1日			豊浜町個人情報保護条例 平成14年3月29日条例第9号 施行 平成14年4月1日	
目的		この条例は、実施機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	この条例は、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。			この条例は、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	
実施機関		市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	
個人情報の定義		生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体にに関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。			個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体にに関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	
個人情報の保有の制限		実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。			実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	
審議会		観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年	大野原町個人情報保護審議会 ・委員 6人以内 ・任期 2年			豊浜町個人情報保護審査会 ・委員 5人以内 ・任期 2年	
	個人情報保護制度について	個人情報の適正な取扱いについての基本的事項			個人に関する情報		
【参考】	<p>個人情報は、現在の高度情報化社会の進展に伴い、情報処理の大量性、迅速性などにより行政や民間で広い範囲で利用され取り扱われており、行政にとって個人情報の保護は大きな課題となっている。</p> <p>このような状況から、実施機関が個人情報の適正な取扱いをして、住民に自己情報コントロール権として、自己情報の開示、訂正及び削除に関する権利を保障することは、住民の人格的利益と基本的人権を保護する上から、また、市民と行政との信頼関係に一層の強化を図るためにも、必要不可欠な要件であるといえる。</p>	<p>市・町がどのような個人情報を保有しているか明らかにすること。</p> <p>個人情報の収集に当たっては、収集目的を明らかにし、収集する個人情報は目的達成のために必要な範囲内のものとする。</p> <p>個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止し、常に正確かつ最新なものとして管理すること。</p> <p>個人情報を収集したときの利用目的以外に原則として利用しないこと。</p> <p>個人情報を収集した実施機関以外のものに原則として提供しないこと。</p> <p>事業者が取り扱う個人情報について、保護措置を設けること。</p>			<p>氏名、性別、生年月日、住所、本籍など戸籍的事項に関する個人情報</p> <p>思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する個人情報</p> <p>学歴、職歴、賞罰、成績、資格、犯罪歴など経歴に関する個人情報</p> <p>障害、傷病など心身の状況に関する個人情報</p> <p>資産内容、収入、所得など財産等の状況に関する個人情報</p> <p>職業、交際関係など生活記録に関する個人情報</p>		

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。
--

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-3	合併協定項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針（案）		新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
実施事業	庁内組織	観音寺市男女共同参画推進本部（平成14年8月設置） 観音寺市男女共同参画推進研究会（平成14年9月設置）					
	基本計画	観音寺市男女共同参画計画（平成16年3月決定、公表）					
	各種施策等	1 調査研究 資料収集及び各種研修会への参加 2 啓発活動 ・広報等を通じ基本理念に関する市民の理解を深める ・職員研修による職員の意識改革の徹底 ・男女共同参画計画策定記念フォーラム ・男女共同参画講座の開催 ・「かがわ男女共同参画推進員」等との連携及び支援 3 教育委員会による施策 ・各種セミナー等への派遣	1 調査研究 資料収集及び各種研修会への参加 2 啓発活動 ・広報等を通じ基本理念に関する町民の理解を深める ・「かがわ男女共同参画推進員」等との連携及び支援 3 教育委員会による施策	1 調査研究 2 啓発活動 3 教育委員会による施策 ・各種セミナー等への派遣			
<p>【 参 考 】</p> <p>(1) 先進地事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次市 …… 男女共同参画のプランについては、新市において速やかに策定を行うこととし、男女共同参画推進協議会を、新市において新たに設置する。 ・さいたま市 …… 女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 ・西京市 …… 新市において、新たに策定する。 <p>(2) 男女共同参画社会基本法（抜粋）</p> <p>第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第14条</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>							

各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて

各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて

1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整するものとする。

2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討するものとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23-9	合併協定項目	各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱い	担当部会名	企画部会	担当分科会名	企画分科会
調整方針(案)	1 国際交流 姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整するものとする。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
姉妹都市交流	<p>1 姉妹都市の名称 アメリカ合衆国ウイコンシン州アップルトン市</p> <p>2 締結の日 昭和63年1月27日</p> <p>3 締結の動機 市民同士の個人的な縁(本市市民の親類がアップルトン市在住であった)から始まる</p> <p>4 交流の内容 (1)記念交換植樹 (2)児童、生徒の交流(作品の交換、文通など) (3)高校生の交流(作品の交換、文通、ホームステイなど) (4)市民の作品(絵画、写真、陶芸など)の交換並びに作品展の開催 (5)特産品の交換並びに紹介 (6)その他、教育、文化、産業など各分野の交流</p> <p>5 交流経費への助成 (1)青少年派遣、受入(観音寺市国際交流協会へ300千円)</p>						
友好都市交流	<p>友好都市交流(観音寺市を含む三豊広域)</p> <p>(1)友好都市の名称 中華人民共和国山東省青島・即墨市</p> <p>(2)締結の日 平成12年7月27日</p> <p>(3)締結の動機 観音寺市に本社を置く企業が即墨市において会社を合併で設立したことを契機として経済交流開始。その後、双方の市長、議会議員の友好交流を経て。</p> <p>(4)交流の内容 行政相互の交流 産業、経済、教育、文化など各分野の交流</p>	<p>友好都市交流(観音寺市を含む三豊広域)</p> <p>(1)友好都市の名称 中華人民共和国山東省青島・即墨市</p> <p>(2)締結の日 平成12年7月27日</p> <p>(3)締結の動機 観音寺市に本社を置く企業が即墨市において会社を合併で設立したことを契機として経済交流開始。その後、双方の市長、議会議員の友好交流を経て。</p> <p>(4)交流の内容 行政相互の交流 産業、経済、教育、文化など各分野の交流</p>	<p>友好都市交流(観音寺市を含む三豊広域)</p> <p>(1)友好都市の名称 中華人民共和国山東省青島・即墨市</p> <p>(2)締結の日 平成12年7月27日</p> <p>(3)締結の動機 観音寺市に本社を置く企業が即墨市において会社を合併で設立したことを契機として経済交流開始。その後、双方の市長、議会議員の友好交流を経て。</p> <p>(4)交流の内容 行政相互の交流 産業、経済、教育、文化など各分野の交流</p>				
各種団体への協力	<p>各種団体への協力等</p> <p>(1)(財)香川県国際交流協会 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ (4)(財)ラボ国際交流センター(非会員)</p>	<p>各種団体への協力等</p> <p>(1)(財)香川県国際交流協会 (2)香川県青年海外協力隊を育てる会 (3)(財)オイスカ (4)香川県日中友好協会</p>	<p>各種団体への協力等</p> <p>(1)香川県青年海外協力隊を育てる会 (2)(財)オイスカ</p>				

合併協定項目番号	23-9	合併協定項目	各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱い	担当部会名	企画部会	担当分科会名	企画分科会
調整方針(案)							
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
海外派遣	市民の海外派遣 (1)女性友好の翼 派遣員推薦 (2)青少年派遣、受入(観音寺市国際交流協会へ300千円)[再掲]	町民の海外派遣 (1)大野原町民海外研修費補助事業 要綱 経費の2分の1以内とし、最高限度額を150千円とする。 事業内容 町民海外研修補助事業 (女性友好の翼1名)100千円 (青年海外派遣事業)150千円 (2)中学生海外派遣(大野原町国際交流協会へ3,180千円)	町民の海外派遣 (1)女性友好の翼 派遣員推薦 (2)豊浜町まちづくり海外研修助成金交付要綱により助成経費の2分の1以内とし、最高限度額を150千円とする。				
国際交流協会	観音寺市国際交流協会 平成10年6月6日会則施行 (1)目的 協会は、地域住民の国際交流、国際親善についての理解と関心を高め、地域住民による諸外国との幅広い国際交流活動を推進することにより、国際意識の高揚並びに諸外国との相互理解と友好親善の増進を図り、もって人づくり並びに地域づくりと国際社会の発展に寄与することを目的とする。 (2)事業内容 国際交流事業の計画及び推進 国際交流に関する知識の啓発及び普及 国際交流に関する相談、調査及び研究 姉妹都市との親善交流の推進 国際交流関係団体との連絡調整及び協力 その他協会の目的達成に必要な事業 (3)役員 会長 1名 副会長 2名 理事(会長、副会長、事務局長及び会計を含む) 20名以内(現在15名) 監事 2名(現在1名) 事務局長 1名(プラス現在事務局次長3名) 会計 1名 (4)観音寺市国際交流協会への補助 550千円 内訳 青少年派遣受入 300千円[再掲] その他事業運営 250千円 (5)会費 個人 5千円 法人 10千円	大野原町国際交流協会 平成12年10月6日会則施行 (1)目的 協会は、町民の国際理解並びに国際親善についての知識を深め、諸外国との幅広い交流活動を推進することにより国際感覚を養い、人づくり並びに魅力ある町づくりをめざし、国際社会の発展に寄与することを目的とする。 (2)事業内容 国際交流事業の計画及び推進 国際交流に関する啓発及び普及 国際交流に関する相談、調査及び研究 国際交流関係団体との連絡調整及び協力 国際交流事業の情報・資料の収集 その他、協会の目的達成に必要な事業 (3)役員 会長 1名 副会長 2名 理事 10名 監事 2名 (4)大野原町国際交流協会への補助 3,180千円 内訳 中学生海外派遣費用 3,180千円[再掲] (5)会費 個人 1千円 法人 10千円					

合併協定項目番号	23-9	合併協定項目	各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱い	担当部会名	企画部会	担当分科会名	企画分科会
調整方針(案)	2 友好都市 国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討するものとする。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
姉妹都市 (国内)	1 姉妹都市の名称 滋賀県草津市 2 締結の日 昭和57年10月22日 3 締結の動機 室町時代の俳諧の祖、山崎宗鑑の生誕の地(草津市)と終焉の地(観音寺市)という縁 4 交流の内容 (1)行政間相互の資料交換、調査研究 (2)広報誌等各種行政資料、印刷物の交換 (3)各種団体の相互交流 (4)観光物産の交換、展示 (5)定期的な親善使節の派遣、受入 (6)各種大会、市展等で相互に市長表彰 (7)記念植樹		1 姉妹都市の名称 北海道虻田郡真狩村 2 締結の日 平成3年10月19日 3 締結の動機 開拓者の移住縁故 昭和61年真狩高校生の農業委託実習 4 交流内容 真狩高校生の農業委託実習 職員交流(訪問) 小学生の交流 (大野原町内の小学生の代表が訪問) 町民交流 (各種団体の相互交流) 式典等への招待 (町制施行記念などの式典に招待)		該当なし		
先進地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・西 東 京 市 「新市において調整する。」 ・さ い た ま 市 「都市交流は、新市において継続する。」 ・篠 山 市 「新市に引き継ぐ。」 ・さ ん ぬ き 市 「新市に引き継ぐものとする。」 ・東 か が わ 市 「姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」 						

(3) その他

(1) 第 4 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 6 年 5 月 2 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

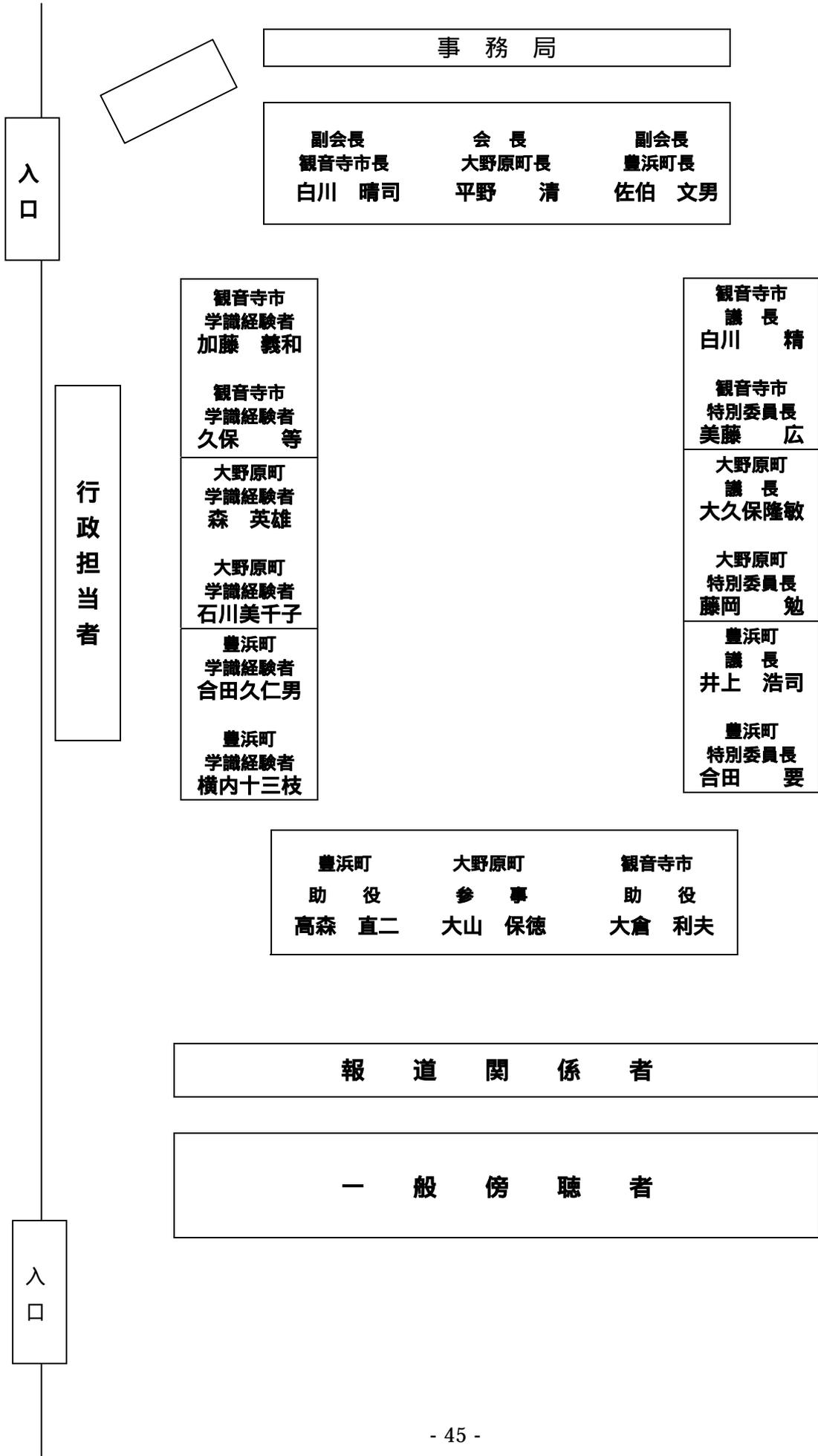
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		白川 精	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第3回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



(当日委員より配布された資料)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(案)

新市の議会の議員については、新市の設置の日から 50 日以内に、地方自治法第 9 条第 7 項の規定に基づき、1 市 2 町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。

地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 2 町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24 人とする。

選挙区については、全市域で 1 選挙区とする。